

令和3年4月から、助成対象に「通院」が追加

肝がん・重度肝硬変 の医療費助成

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年3か月以上ある場合

を実施しています！



対象者

以下のすべての条件を満たしている方

◎肝がん・重度肝硬変と診断され、治療(※1)を受けている

◎世帯年収が概ね370万円以下

◎肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、入院若しくは通院(分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法に限る)している場合が対象です。

利用の流れ

①治療状況の記録

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、
保険医療機関で医療記録票を受け
取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院・通院する
度に、保険医療機関で医療記録票
に治療の記録をしてもらって下さい

②助成を受ける手続

指定医療機関の医師に臨床調査個人
票(診断書)を記載してもらったう
えで、同意書に署名して下さい

臨床調査個人票と同意書、医療記録
票(※2)などを添えて裏面の申請先
に申請して、参加者証を受け取っ
て下さい

肝がん・重度肝硬変で入院・通院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に2月以上あるときに、3月日から医療機関ごとに自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が2月以上あることが記載された医療記録票が必要です。

医療費の助成方法

入院の場合

窓口での自己負担額が1万円となります

※ただし、参加者証を窓口に掲示できない場合は、一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日、助成額の償還請求を裏面の申請先に対して行ってください。

通院の場合



償還払いで自己負担額が1万円となります

窓口では一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日、助成額の償還請求を裏面の申請先に対して行ってください。

◇参加者証の申請に必要な書類◇

年齢区分	所得区分 (限度額適用認定証等における適用区分)	窓口への提出書類
70歳未満	[適用区分エ] ～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き 所得210万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床調査個人票及び同意書 ・本人の医療保険の被保険者証の写し ・限度額適用認定証等の写し ・本人の住民票（抄本） ・医療記録票の写し
	[適用区分オ] 住民税非課税者	
70歳以上 75歳未満	[一般] 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床調査個人票及び同意書 ・本人の医療保険の被保険者証の写し ・本人の高齢受給者証の写し ・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・本人及び同一世帯の住民票 ・医療記録票の写し
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯	
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	
75歳以上	[一般] 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床調査個人票及び同意書 ・本人の後期高齢者医療被保険者証の写し ・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・本人及び同一世帯の住民票 ・医療記録票の写し
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯	
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	

(備考) ・「限度額適用認定証等」とは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をさします。
 ・年収は、概ねの金額となります。
 ・医療記録票は、過去12月において既に2月以上、本事業の対象医療が高額療養費算定基準額を超えているもの(対象医療のカウントが2/12以上になっているもの)となります。
 ・肝炎治療受給者証の交付を受けている方は、肝炎治療月額管理票の写しをご提出ください。

申請及びお問い合わせ先

最寄りの区役所または保健福祉（環境）事務所へお問い合わせください

北九州市	門司区	093-331-1881	福岡市	東区	092-645-1078	筑紫	092-513-5583
	若松区	093-761-5321		博多区	092-419-1091	粕屋	092-939-1534
	戸畑区	093-871-1501		中央区	092-761-7340	糸島	092-322-1439
	小倉北区	093-582-3440		南区	092-559-5116	宗像・遠賀	0940-36-2366
	小倉南区	093-951-4125		西区	092-895-7073	嘉穂・鞍手	0948-21-4815
	八幡東区	093-671-0801		城南区	092-831-4261	田川	0947-42-9345
	八幡西区	093-642-1441		早良区	092-851-6012	北筑後	0946-22-3964
			久留米市	0942-30-9729	南筑後	0944-69-5405	
					京築	0930-23-2690	